

「新しい生活様式」下での 学区・地区社会福祉協議会活動の 実施にあたっての考え方について (令和2年6月より当面の間)

日頃より、酒田市社会福祉協議会事業へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、県を対象とした緊急事態宣言が5月14日に解除されました。一方で、全国的には新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、引き続き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底が求められています。こうした状況を踏まえ、酒田市社会福祉協議会では、令和2年6月以降の活動再開を前提とした学区・地区社会福祉協議会活動の実施にあたっての考え方を、次のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。みなさまのご協力をお願いいたします。

活動全般（共通）での対策について *酒田市の示す対策に準じた内容です。

「3つの密」の回避

- 換気が十分できる、参加人数に比べ余裕がある場所を使用してください。
- 人と人との間隔を、十分空けてください。（2m目安）
- 真正面での会話を避けてください。

体調・健康の確認

- 発熱、倦怠感や風邪の症状などあり、体調が優れない方の活動参加は見合わせてください。（活動前に、ご自宅で検温もお願いします。）

感染防止対策

- 活動参加される際は、特に症状がない方もマスクの着用をお願いします。
- 活動参加される前後で手洗い、手指消毒を励行してください。

参加者の把握

- 万一、感染者が出たときに接触者などを確認できるようにするため、参加者を把握してください。（参加者名簿の作成など）。

新・草の根事業の実施について

見守りネットワーク支援事業

ひとり暮らし高齢者等を地域で見守り、孤独死などを未然に防ぐ事業

外出を控え、自宅で長い時間を過ごすようになる方が多くなることで、普段の様子を確認ができにくい状況となり、高齢者や特に孤立傾向にある方などの事故について発見が遅れてしまうことや適切な支援につながりにくくなるのが心配されます。このような状況から「見守り」の重要度がさらに増していると考えております。

- 福祉協力員や福祉隣組の皆さまには、ネットワーク対象者宅の「普段との違い」（新聞や郵便物の滞留、昼間の電灯の点灯、カーテンや雨戸の開閉など）の確認による「さりげない見守り」にご協力ください。
- 「ネットワーク対象者の近況の把握」（福祉協力員による福祉隣組への訪問）などは、電話やメールなどでの実施をご検討ください。
- 顔を合わせる時にはマスクの着用、一定の距離を置く、短時間で対面を済ませるなど、お互いの感染予防に配慮してください。

合同研修事業

合同で地域のニーズに対応するための検討会をしたり、情報交換をしたりする事業

- 開催にあたっては、「3つの密」の回避など「活動全般（共通）」の対策実施にご協力ください。また、例年より開催日を後ろ倒しとすることもご検討ください。
- 多人数の参加が見込まれる場合やネットワーク対象者の協議など会話を伴うグループワーク（少人数に分かれての話し合い）を行う場合は、自治会やブロックなどに分けて「複数回で行う」「複数の部屋や場所で行う」「少人数で行う」「日を変えて行う」などの工夫をご検討ください。

ふれあい給食事業

高齢者世帯、孤立傾向にある者等に対し、地域住民との交流や見守りを目的に給食を提供する事業

- 一か所に集まっての会食方式による実施は、席を離れた配置など「活動全般（共通）」の対策実施にご協力ください。
- 手作り給食に限らず、テイクアウトや業者弁当、補食給食（飲料・菓子等）などの配布もご検討ください。
- 手作り調理をする際には、調理場所の「3つの密」の回避、調理ボランティアの体調・健康の確認など「活動全般（共通）」の対策実施にご協力ください。また、食中毒対策などこれまで同様の衛生管理の徹底をお願いします。
- 給食配布の際は、マスクの着用の上、会話を最低限とし、訪問は短時間で済ませ、代わりに給食にメッセージや何かあった際の相談先などを記載したものを添付するなどして、お互いの感染予防に配慮してください。（なお、酒田市社会福祉協議会では、「メッセージや何かあった際の相談先などを記載する給食添付用の様式（ひな形）」を用意しております。ご相談ください。）

地域あんしん事業

地域内での簡単な相談に対応し、社会福祉協議会との橋渡しをする事業

- 相談については、電話やメールによる実施もご検討ください。
- 顔を合わせる時にはマスクの着用、一定の距離を置く、長時間の相談が見込まれる場合には、電話などを活用するなど、お互いの感染予防に配慮してください。

地域交流サロン事業

高齢者・障がい者等が気軽に集まり、仲間づくりをする事業

- 開催にあたっては、「3つの密」の回避など「活動全般（共通）」の対策実施にご協力ください。万一、感染者が出たときに接触者などを確認できるようにするため、参加者を把握してください。

その他

総会などの実施について

- 「書面による議決」や「理事や三役での代替決議」をご検討ください。
- 参加者の出席による通常の総会開催にあたっては、「活動全般（共通）」の対策実施にご協力ください。

活動再開の時期について

- 6月以降、全ての学区・地区で一律の活動再開をお願いするものではありません。**
- 学区・地区社会福祉協議会活動に参加いただいている方々の中には、それぞれが所属する団体（民生委員児童委員協議会、食生活改善推進協議会など）の指示や申し合わせなどで「訪問・対面を伴う活動」「調理の実施」「対面での相談活動」などを引き続き自粛している場合もあります。
- これらの関係する団体の状況も踏まえた上で、各学区・地区での再開は、活動に参加されるご自身とご家族の感染予防を最優先として「一部の活動・事業から再開」「再開に向けた協議や準備などの後、体制が整った段階で再開」なども含め、地域の実情に応じてご検討願います。

対応期間などについて

- 『感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底』は、当面の間、続くものと考えております。
- 令和2年度中の学区・地区社会福祉事業の活動は、本考え方を参考にしてください。**
- 別途、国・県・市等より、感染拡大防止対策に関する要請や指示があった場合には、本考え方によらず、それに従うこととしてください。また、今後、国・県・市等の方針や県内・市内の感染症の発生状況によって、本考え方を変更・見直する場合があります。

この件にかかるお問い合わせ：酒田市社会福祉協議会 地域福祉課

☎23-5765・FAX24-6299・新橋二丁目1番地の19（酒田市地域福祉センター内）
八幡支部 ☎64-3765・FAX61-1214・市条字八森920-2（やまゆり荘内）
松山支部 ☎62-2843・FAX62-2841・字西田6（松山健康福祉センター内）
平田支部 ☎52-2260・FAX52-3727・飛鳥字契約場35（ひらたタウンセンター内）